

第 1 3 回川越市総合計画審議会次第

日 時：平成 1 7 年 8 月 2 2 日（月）
午後 2 時から

場 所：川越市庁舎 7 階 7 A B 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告

4 議事

- (1) 第三次川越市総合計画原案の全体審議について
基本計画に対する質問について
再審議が必要な事項について
将来都市像について
基本構想及び基本計画における主な論点の整理

(2) その他

5 副会長あいさつ

6 閉 会

様式

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 3 回 川 越 市 総 合 計 画 審 議 会
開 催 日 時	平 成 1 7 年 8 月 2 2 日 (月) 午 後 2 時 0 0 分 開 会 ・ 午 後 4 時 0 0 分 閉 会
開 催 場 所	川 越 市 庁 舎 7 階 7 A B 会 議 室
議 長 (委 員 長 ・ 会 長) 氏 名	大 橋 豊 彦 委 員
出 席 者 (委 員) 氏 名 (人 数)	審 議 会 委 員 : 別 紙 の 委 員 出 席 者 名 簿 の と お り (2 2 名) 市 職 員 : 別 紙 の 出 席 職 員 名 簿 の と お り (1 8 名)
欠 席 者 (委 員) 氏 名 (人 数)	犬 竹 庸 二 委 員、小 澤 稔 夫 委 員、川 目 宰 一 郎 委 員、小 林 充 委 員 菊 地 実 委 員、松 岡 秀 仁 委 員、上 田 成 子 委 員、松 本 弥 生 委 員 (8 名)
事 務 局 職 員 職 氏 名	川 越 市 市 長 室 政 策 企 画 課 課 長 西 川 利 雄 主 幹 矢 部 竹 雄 主 幹 渋 谷 不 二 雄 主 査 小 林 初 代 主 査 大 岡 敦 主 任 箕 輪 信 一 郎 副 主 任 今 野 秀 則 副 主 任 野 口 暁 則 副 主 任 橋 本 充 史
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会 長 あ い さ つ 3 報 告 4 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 三 次 川 越 市 総 合 計 画 原 案 の 全 体 審 議 に つ い て 基 本 計 画 に 対 す る 質 問 に つ い て 再 審 議 が 必 要 な 事 項 に つ い て 基 本 構 想 及 び 基 本 計 画 に お け る 主 な 論 点 の 整 理 に つ い て (2) そ の 他 5 副 会 長 あ い さ つ 6 閉 会

<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第 1 2 回川越市総合計画審議会会議録 ・ 基本計画に対する質問（第 2 章、第 3 章、第 5 章） ・ 川越市総合計画審議会における委員の意見集（第 1 回～第 7 回） ・ 川越市総合計画審議会における委員の意見集（第 8 回～第 12 回） ・ 協働に関する資料 ・ 「分権型社会における自治体経営の刷新戦略 新しい公共空間の形成を目指して－」＜概要版＞ ・ 地域協働に関する事例 ・ ごみの有料化について ・ 中核市等の総合計画に係る愛称の例
-------------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	<p>開 会 午後 2 時 0 0 分</p> <p>1 開 会 (司 会 : 市 長 室 長)</p> <p>2 会 長 あ い さ つ</p> <p>傍 聴 希 望 者 (9 名) 及 び 川 越 ケーブルテレビの取材について 協 議 し、出 席 委 員 の 了 解 を 得 る。</p>
事務局	<p>3 報 告</p> <p>今 回 の 会 議 資 料 の 確 認 と 第 1 2 回 川 越 市 総 合 計 画 審 議 会 の 会 議 について概要を説明。</p> <p>4 議 事</p> <p>(1) 第 三 次 川 越 市 総 合 計 画 原 案 の 全 体 審 議 について</p> <p>基本計画に対する質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 章 「 少 人 数 学 級 編 制 について 」 ・ 第 3 章 「 水 道 事 業 及 び 公 共 下 水 道 事 業 に お け る 経 費 削 減 対 策 及 び 入 札 結 果 の 状 況 について 」 ・ 第 5 章 「 地 球 温 暖 化 対 策 の 推 進 」、 「 ご む の 減 量 ・ 資 源 化 」、 「 自 然 環 境 の 保 全 」 について <p>上 記 3 点 の 事 前 に 提 出 さ れ た 基 本 計 画 に 対 す る 質 問 について回答を行う。</p> <p>【 所 管 部 : 学 校 教 育 部、上 下 水 道 局、環 境 部 】</p>

<p style="text-align: center;">委員</p> <p style="text-align: center;">市</p>	<p style="text-align: center;">【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 章 「少人数学級編制について」 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>国が定めている 1 学級の生徒数 40 人という学級編制は、望ましい教育を行える人数として定めているのか。それとも財政上の理由から定めているのか。</p> <p>また、埼玉県内で 1 学級の生徒数が川越市より少ない人数で学級編制を行っている市町村はあるのか。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級 40 人という国の方針の根拠は詳しく承知していないが、中央教育審議会の特別部会で少人数学級編制の方向性を審議している。財政上の問題があることも承知している。 ・ これまで、1 学級の人数も 50 人、45 人、40 人と変化している。また、各教科等の特性によって人数が少ない方がよりきめ細かな指導ができる教科もあるし、あまりにも少ない人数ではダイナミックな動きができないだろうとのご意見もある。1 学級当たり何人が最適な人数であるかということについては難しい問題であると考えている。なお、1 校当たりの標準的な学級数は 12 ～ 18 であるといわれている。 ・ 教科によって少人数学級を編制しながら、習熟度別学習も導入している。 ・ 県内の少人数学級の例（H17.2.8 現在）としては、 <ul style="list-style-type: none"> 志木市は「小学校 1・2 年を 35 人、小学校 3 年生を 32 人」と検討していると聞いている。 蓮田市は「小学校 30 人」、行田市は「小・中学校 1・2 年を 34 人」、上尾市は「小・中学校 1・2 年生を 32 人」、東松山市は「小・中学校 1・2 年生を 32 人」としている。 志木市以外は（教員を）臨時講師として採用している。志木市は教育特区の関係から、市で採用した正規教員を担任させていると聞いている。
--	---

委員	<p>現実に1学級40人～35人というのはどう評価されているのか。もう少し人数を減らすと教育上の効果が上がると考えているのか、それとも人数は限界だと考えているのか。</p>
市	<p>・川越市は学校間・地域間で児童・生徒数に差があり、(学級編制として)一律で何人とは言えない。現在実施している小学校1・2年生、中学校1年生の少人数学級編制は保護者・児童・生徒・教員からは概ね好評である。</p>
委員	<p>マンション建設などで生徒数が増え、教室が足りないことが課題の学校もあれば、新入学生徒が8名という学校もあると聞いている。</p>
市	<p>・確かに児童数が増えて教室数がギリギリの学校もあれば、新入学生徒数が8名という学校もある。小規模学校については、その特色を出しつつ、教育効果を上げていきたいとも考えている。一方で、保護者からは子供たちの社会性が育たないのではないかとの声もある。今後の方向性について検討していきたいと考えている。</p>
委員	<p>(資料2-1)学級編制の試算は人件費のみで報告されているが、学級増に伴う什器類等の間接経費はどこが負担するのか。</p> <p>1学級の生徒数はひとりの教員が見られる生徒数、管理スパンに限界があるのではないか。</p>
市	<p>・試算には人件費のみで、それ以外の経費は含んでいない。間接経費は川越市が負担することとなる。</p>

委員

(原案 80 ページ) 複数の教員によるチーム・ティーチングを推進するとあるが、1 クラスに複数の視点で子供たちと向き合うことにより、(子供たちが) 健全に力を付けいくという視点では現状をどう考えているか。また、チーム・ティーチングを推進するためには具体的にどのように考えているのか。

市

- ・ 県費負担の教員が小中学校概ね 1 名から 2 名配置されており、1 クラスに複数の視点で子供たちと向き合い習熟度別の授業を行っている。
- ・ 霞ヶ関北小学校ではオープンスペースの教室を作り、3 名の教員で 2 学級見るなど、多様な授業を行い児童・生徒の学力向上を図っている。
- ・ チーム・ティーチングで加配となっている教員は小学校で週 20 時間、中学校で週 18 時間となっている。学校毎の実態や課題に合わせてチーム・ティーチングを推進しており、今後も推進していきたい。

委員

(1 学級 30 人として) どれ程の支出増となるのか。地域間格差はあるとしても、3 つの学校を作らなくてはならないのではないか。学校 1 校増やすと 20 億円はかかるので、(全体で) 70 億はかかるとなると、国・県の協力が必要となる。

(説明にあった) 県内の少人数学級の事例は、川越市と同規模の人口 30 万人位の市ではやっていないのではないかと。

現場の教師、児童・生徒、保護者の要望は少人数をやってほしいとのことだが、総合計画では「実現を目指します」などの表現で良いのではないかと。

学区の見直しも必要となってくる。

委員

この審議会では基本的な流れとして少人数学級の方向性を
目指していきたいと考えていたように思う。

市

- ・ 第 3 章 「水道事業及び公共下水道事業における経費削減対
策及び入札結果の状況について」

< 特に意見なし >

市

- ・ 第 5 章 「地球温暖化対策の推進」、「ごみの減量・資源化」、
「自然環境の保全」について

< 特に意見なし >

再審議が必要な事項について

・『協働について』

委員

協働という言葉を使う場合の留意点として、市民の活動をバックアップするような環境整備・体制づくりが大切であると思う。行政も市民の活動を認知し、パートナー関係を築いて活動をサポートしていくことが重要である。市民が事業を実施する場合は、採算が合わず潰れてしまうこともあると思うが、多くの事業は住民へのサービスとして継続する必要性が高いので、行政が社会的共通資本という考え方で責任を持って行う必要がある。

(協働を)行政の安上がり対応の手法として使ってはいけないと考えている。

委員

行政が民間・住民にいろいろなことを押し付けたり、割り込んでくるのは良くないのではないかと。行政が民間に協働を促す前に、行政自らが各部同士で協働を示すべきだ。市民がたらい回しになることのないように、1ヶ所の窓口に行けば分かるような組織・仕組みづくりをすべきだ。行政が手本を見せてほしい。

委員

「協働」という言葉の厳格な概念には窓口の一元化等はいらない。あくまでも、行政と市民等とのパートナーシップをどのように組み立てていくかという問題を含んだ概念だと理解している。

委員	<p>協働の概念は承知している。民間の団体を行政が資金面・観念・法律などで縛ることなく、民間の自由な発想を大切にしてほしい。行政の介入が大きくなることを心配している。</p>
委員	<p>行政が負うべき責任を民間に肩代わりさせたり責任の放棄につながってはならない。</p>
委員	<p>これまでの議論を資料（新しい「公共空間」の形成のイメージ」図）を見ながら整理すると、企業の利潤追求活動は監督部署などの窓口があるし、資金も循環する。一方市民の私的活動は言い換えると非利潤追求活動であり、行政に窓口が無く、資金も無い。この資金が無く成り立たない活動を協働と言ってしまうとすることが危険である。「地域協働」という活動に利潤追求活動から資金が流れること、行政に窓口を設置することが重要である。</p>
委員	<p>これまでの行政は税金を使ってサービスを提供する。企業はサービスを提供して利益を得、利益の上がないものからは撤退をしていた。これからは税金を使って行政がやるべきものは何か、どの分野を誰に任せるのかを議論すべきであるが、行政の責任を民間の責任と言ったり自己責任と言って押し付けるのは良くない。「新しい公共空間」の中で行政の責任範囲が分からない。</p>

委員

民間に公共の事業を託した場合、民間が未成熟であったがために見込んでいた成果が得られない場合の対応はどうか。委託する行政側としてのビジョンの統一性や民間が実施した事業に対するフォローアップの責任を市が考えないといけない。単に民間に任せるだけではない。

委員

これからの市民は好きなこと以外もやらなくてはいけなくなってくる。まちづくりはこれまで市民・行政・専門家でやってきたが、最近は企業が入ってきている。学者やコンサルなどの専門家が、市民・行政などのそれぞれの意見を学説や理論などで整理する必要がある、そうしないとそれぞれの意見がエスカレートすることがある。チェックや監査といった専門家の意見はどこに集約されるのか。そういった専門家のことが計画に書かれていない。

委員

資料（「分権型社会における自治体経営の刷新戦略 新しい公共空間の形成を目指してー」＜概要版＞）では、行政を地域の戦略本部と位置づけている。戦略の実施部隊となるのが、専門家を含めた団体であり、競争し認められた団体が実施することになる。つまり、行政がコンパクトになるということである。

委員

北部ふれあいセンターの管理運営を山田地区の住民で行うこととなり、各部屋の使用料を徴収し、地元の利用者も有料になると聞いている。地元が管理運営することは将来的にも行うのか、それともテストケースとして行うのか。また、助成はあるだろうが、協働という名の下に民間に委託し、（行政の人件費など）経費削減のために行うのか。

市

- ・ 第三次総合計画における協働の考え方の前から、公共の施設であっても地域が管理運営する方がより効果的であるものは地域で行うほうが良いと考えてきた。この北部ふれあいセンターは、地域が管理運営する方が設置目的に合致していると考えられることから地元で管理運営してきた。今後も地元での管理運営を行っていきたい。
- ・ 公共施設であるので施設利用料が条例で設定されており、原則として徴収することと規定されているが、使用目的によって減免している。北部ふれあいセンターも市の施設であるので、原則徴収することとなるが、地域コミュニティを大切にするという設置目的を考慮し、管理運営方法などについて地域と協議していきたい。

委員

協働は行政のやり方を変えていくことになると位置づけている。例えば、これまでの道路作りは行政が作って市民が利用することとなっていた。これからは道路の必要性を市民が最初から参加して議論し、その利用方法などを検討する。行政は市民に向けて「道路は作らない」という選択肢も含めたプランを提示する。このような行政と市民との係わり合いが協働であると理解している。

総合計画に「協働」という言葉を入れることは計画の性格を極めて浮き立たせるものと評価している。

<p>委員</p>	<p>・『家庭ごみの有料化について』</p> <div data-bbox="429 387 1402 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家庭ごみの有料化はかわごえ市民会議でも提案されていることである。いろいろな意見があり、これこそ協働であるように思える。議論を深め、市民の関心を高めて不法投棄を減らし、排出削減への起爆剤になると良いと思う。</p> </div>
<p>委員 市</p>	<div data-bbox="429 741 1402 860" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不法投棄防止策はどうなっているのか。</p> </div> <p>・平成 15 年 4 月に中核市となり、産業廃棄物の指導事務も移譲されているので、警察官 0B を 3 名採用し、毎日 2 名でパトロールしている。特に不法投棄されている場所は重点的に監視カメラを設置し、そのデータは携帯電話を使ってパソコンに転送され管理しており、効果を上げている。また、市の担当職員が常習地域をパトロールしている。</p> <p>・不法投棄されている大量のゴミは家庭ゴミではなく、タイヤや廃材などの産業廃棄物がほとんどである。</p>
<p>委員</p>	<div data-bbox="429 1391 1402 1740" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ゴミ対策は環境整備とも関連してくると思う。投棄したくなくなるほど広場をきれいにすれば不法投棄も行われなくなる。不法投棄させないようにする環境作りが大切である。ゴミ対策といった視点だけでなく、環境全体としてとらえることもできるのではないか。</p> </div>

委員

一人が一日に出すゴミの量が 800 g であるとの説明があったが、この 800g を基準として一家庭が排出するゴミの量を試算する。そして家族分のゴミ袋を配布し、それを越える部分は有料で購入する案はどうか。

市

- ・長野県ではそのアイデアを採用している。他の事例でもゴミに貼るシールを配布し残ったシールを市が買い取る。子ども会などで集めた場合はプラスアルファを付けて買い取っている所もある。
- ・総合計画では有料化すると決めているのではなく、今後様々な方法を検討させていただきたい。

委員

家庭ごみの有料化について今後検討するという方向で、審議会の意見をまとめたい。

- ・『基本構想及び基本計画における主な論点整理について』

< 事務局より「川越市総合計画審議会における委員の意見集(第 1 回 ~ 第 7 回)、(第 8 回 ~ 第 12 回)」を利用して、これまでの論点を説明。審議は次回とする >

委員	<p>・『将来都市像について』</p> <p>原案を最大限生かすとして、委員提案の将来都市像のうち、 2・3・4・5・7が審議会としてまとめるのにふさわしいと思う。</p>
委員	<p>2は原案を利用して作った。</p>
委員	<p>提出された案の中から審議会としてどれを答申するかは会長・副会長に一任していただいてよろしいか。</p>
委員	<p>一任で良い。</p>
	<p>(2)その他</p> <p>次回の会議日程は</p> <p>日時：8月31日(水) 午後2時から</p> <p>会場：市役所7階第1委員会室</p> <p>5 閉会</p> <p>午後4時00分</p>

第13回川越市総合計画審議会委員名簿

1 市内の公共的団体等の代表者			
	氏名	選出母体等	備考
1	石黒 高子（注）	国際ソロプチミスト埼玉	出席
2	犬 竹 庸 二	（社）川越市医師会	欠席
3	江 島 喜 一	川越市自治会連合会	出席
4	大 熊 敬	川越市身体障害者福祉会連合会	出席
5	太 田 英一郎	（社）川越青年会議所	出席
6	小 澤 稔 夫	いるま野農業協同組合	欠席
7	可 児 一 男	特定非営利活動法人川越蔵の会	出席
8	川 目 宰一郎	川越商工会議所	欠席
9	小 瀬 博 之	かわごえ環境ネット	出席
10	小 林 充	川越市老人クラブ連合会	欠席
11	渋谷 多賀子	川越市交通安全母の会	出席
12	鈴木 守 人	連合埼玉川越地域協議会	出席
13	立 原 雅 夫	川越市姉妹都市交流委員会	副会長 出席
14	堀 満	川越市PTA連合会	出席
15	山 岡 俊 彦	川越地方労働組合連絡協議会	出席

2 学識経験者			
16	片野 広隆（注）	市議会議員	出席
17	倉 嶋 美恵子	市議会議員	出席
18	佐 藤 恵 士	市議会議員	出席
19	菊 地 実	市議会議員	欠席
20	松 岡 秀 仁	市議会議員	欠席
21	栗 原 賢 一	市議会議員	出席
22	上 田 成 子	学識経験者（大学教授・女子栄養大学栄養学部）	欠席
23	大 橋 豊 彦	学識経験者（大学教授・尚美学園大学総合政策学部）	会 長 出席
24	加 古 勉	学識経験者（大学院教授・東邦音楽大学大学院）	出席
25	渋 井 慶之進	学識経験者	出席
26	馬 場 弘	学識経験者	出席
27	藤 井 みどり	学識経験者	出席
28	松 本 弥 生	学識経験者（弁護士）	欠席
29	矢 澤 則 彦	学識経験者（大学助教授・東京国際大学言語コミュニケーション学部）	出席
30	吉本 國春（注）	学識経験者（大学教授・東洋大学工学部）	出席

（注）はホームページ上、一部表記できない委員名です。関連情報「ホームページと異なる委員名」をご覧ください。

第 13 回川越市総合計画審議会 川越市職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
市長室長	戸 口 元 夫	
総務部長	小 高 勇	代理：森田次長
財政部長	高 梨 耕 治	
市民部長	青 木 利 彦	
保健福祉部長	酒 井 正 代	代理：佐藤次長
環境部長	久 都 間 益 美	
経済部長	柴 田 耕 治	
まちづくり部長	小 沢 行 雄	
建設部長	宮 崎 正 美	代理：中里次長
経営管理部長	大 野 英 夫	
事業推進部長	仲 敏	
生涯学習部長	上 野 俊 夫	
学校教育部長	粟 田 博	
消防局長	野 口 昇	
政策企画課長	西 川 利 雄	
行政管理課長	栗 原 薫	
財政課長	久 保 田 喜 久 夫	
環境業務課長	小 嶋 正 明	